

被災者支援などを名目とした「温泉付き有料老人ホームの利用権」の 買取り等の勧誘に御注意ください

温泉付き有料老人ホームの利用権について、被災者の支援につながるなどとして購入を勧められたなどという相談が寄せられています。

この中には、パンフレットが送付された後、福祉団体等を名乗る者から電話があり、「購入してくれれば高値で買取る」と言われたといった事例もありますが、「高値で買い取る」という勧誘は、未公開株や社債の詐欺的な取引でも使われる「劇場型」(※)の勧誘である可能性が高く、実際に買取りが行われる可能性は低いと考えられます。

電話などでこのような勧誘を受けても、相手の言うことをそのまま信用しないで、契約内容が理解できなかつたり、少しでも不審に思ったらきっぱりと断りましょう。断っても執ように勧誘された場合は、すぐにお近くの消費生活センター等に相談しましょう。

※「劇場型」勧誘とは、販売業者以外の何者かが、消費者に対し「商品や権利を販売会社から購入すれば、購入額を上回る金額で買い取る」などと勧め、販売会社との取引が消費者にとって有利な取引であると誤認させ、販売業者と契約をするように仕向け、契約させる勧誘手法をいう。劇場型勧誘では、買取りを持ち掛けた者とはその後連絡が取れなくなってしまうことがほとんどであり、詐欺的な取引である可能性が極めて高い。

1 相談が寄せられた事例

- ・ 温泉地にある老人ホームの資料が届いた。翌日資料送付元とは別の業者から、「今なら1口20万円で販売されている老人ホームの入居権を30万5千円で買い取る。被災者の住宅が不足しておりどうしても必要なので1口でも2口でもよいから買ってほしい」と勧誘の電話が何度もかかってきた。
- ・ 温泉付き老人ホームの利用権の購入申込書が送られてきた。利用権を購入すると、配当金が年6～8%つくという。その後、NPO法人を名乗る団体から電話があり、「東北の地震で被害に遭った人達を助けるために温泉付施設を提供してほしい。20万円で権利を購入してもらおうと48万円で買い取る」と言われた。
- ・ 温泉付き老人ホームのパンフレットが届いて、老人介護の協会を名乗る者から、電話で「温泉付き老人ホームの権利に関するパンフレットが届いていないか」と聞かれ、「被災者に入居させたいので、権利を購入すれば高値で買い取る」というようなことを言われた。断ると、「困っている人を放っておくのか、人でなしだ」などと罵られた。

2 消費者へのアドバイス

- ある業者から、パンフレットや電話などで、商品や権利などと称するものの勧誘があり、その後、別の業者や団体を称する者からその商品や権利を高値で買い取るので代わりに買ってほしいなどと勧誘する手法は「劇場型」と呼ばれ、未公開株や社債、ファンドなどの詐欺的な取引でも行われています。しかし、このような場合実際に買取りが行われたケースは、消費者庁及び国民生活センターでは一件も確認されていません。勧誘を受けたり、公的機関のような名称を名乗るところから連絡があったとしても、うまいもうけ話を安易に信じてはいけません。
- 2つ目の事例では、「配当金が年6～8%つく」と称していますが、どのような仕組みで利益が得られるのか、お金を払うことに対してどのようなリスクがあるのかなど、取引の内容が理解できなければ絶対に契約をしてはいけません。
- 見知らぬ相手から電話などで勧誘を受けても、相手の言うことをすぐに信用せず、少しでも不審に思ったらきっぱりと断りましょう。
- 「被災者のためになるのに、なぜ購入しないのか」などとしつこく勧誘される事例も確認されています。相手の業者や団体が信頼できるのか、また、本当に被災者支援に使われるのかをよく確認しましょう。

- 各地の消費生活センター、消費生活相談窓口
(消費者ホットライン)

電話 0570-064-370

- 警察(警察安全相談窓口)

電話 #9110

- 震災に関する悪質商法110番

(岩手県、宮城県、福島県、茨城県の消費者対象)

電話 0120-214-888